

**第二十三条** 秋田県立総合射撃場条例(平成七年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「由利郡岩城町道川」を「由利本荘市岩城道川」に改める。

**附 則**

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県条例第十六号**

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉審議会条例(平成十二年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は保護受託者」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県福祉相談センター条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県条例第十七号**

秋田県福祉相談センター条例

秋田県障害者相談センター条例(平成十二年秋田県条例第三十二号)の全部を改正する。

**(設置)**

**第一条** 高齢者、障害者、児童及び女性の福祉等に関する相談に応じ、その他関係機関と連携してこれらの者を支援するため、秋田県福祉相談センター(以下「センター」という。)を秋田市中通二丁目一番五十一号に設置する。

**(業務)**

**第二条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十一条第一項の身体障害者更生相談所として行う業務
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項の知的障害者更生相談所として行う業務
- 三 高齢者、精神障害者、児童及び女性の福祉並びに精神保健に関する相談その他の知事が必要と認める業務  
（規則への委任）

**第三条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県条例第十八号**

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

（秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正）

**第一条** 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年秋田県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二人」を削り、同条第二項中「の場合において、修学資金の貸与を受けようとする」を「に規定する」に、「場合には、保証人のうち一人は」を「ときは、保証人は、」に改める。

（秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正）

**第二条** 秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年秋田県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二人」を削り、同条第二項中「の場合において修学資金の貸与を受けようとする」を「に規定する」に、「場合には、保証人のうち一人は」を「ときは、保証人は、」に改める。

（秋田県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正）

**第三条** 秋田県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和四十七年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「保証人二人」を「連帯保証人」に改める。

(秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部改正)

**第四条** 秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例(平成八年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二人」を削り、同条第二項中「の場合において、修学資金の貸与を受けようとする」を「に規定する」に、「保証人のうち一人は」を「保証人は、」に改める。

(秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部改正)

**第五条** 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和五十年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「二人」を削る。

**附 則**

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県条例第十九号**

秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金条例の一部を改正する条例

秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金条例(昭和五十年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金条例

第一条中「寡婦家庭の福祉」を「父子家庭並びに寡婦の福祉」に、「県が母子家庭及び寡婦家庭」を「県がこれらの家庭及び寡婦」に、「秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金」を「秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金」に改める。

**附 則**

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県条例第二十号

秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例

秋田県総合保健センター条例(昭和六十一年秋田県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(二)の表中

乳房超音波検査及び乳房エックス線検査を行うもの	一人につき	九、三〇〇円
乳房超音波検査を行うもの	一人につき	七、二〇〇円
乳房エックス線検査を行うもの	一人につき	五、〇〇〇円

を

乳房エックス線検査(一方向撮影)及び乳房超音波検査を行うもの	一人につき	七、五〇〇円
乳房エックス線検査(二方向撮影)及び乳房超音波検査を行うもの	一人につき	九、〇〇〇円
乳房エックス線検査(一方向撮影)を行うもの	一人につき	五、〇〇〇円
乳房エックス線検査(二方向撮影)を行うもの	一人につき	六、五〇〇円
乳房超音波検査を行うもの	一人につき	五、七〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県結核診査協議会条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第二十一号

## 秋田県結核診査協議会条例

秋田県結核診査協議会条例(昭和二十六年秋田県条例第五十六号)の全部を改正する。

## (趣旨)

第一条 この条例は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十条の規定に基づき、同法第四十八条第一項に規定する結核の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (名称)

第二条 協議会の名称は、「結核診査協議会」の上に、その置かれた保健所の名称を冠するものとする。

## (委員)

第三条 委員の定数は、五人以内とする。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第四条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第五条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委任規定)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県薬事審議会条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県条例第二十二号

秋田県薬事審議会条例

(設置)

第一条 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第三条第一項の規定に基づき、秋田県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 関係行政機関の職員

二 薬事に関する団体を代表する者

三 公共的団体を代表する者

四 学識経験のある者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置く。

2 審議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)を調査審議させるため、専門委員を置く。

3 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び専門委員は、七人以内とし、知事が指名する。

5 部会に、部会長を置く。

6 第二条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第三条第二項から第四項まで及び前条の規定は部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

7 所掌事項については、審議会の定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任規定)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「医療審議会の委員」を

「医療審議会の委員

薬事審議会の委員及び専門委員」

に改める。

秋田県医師修学資金貸与条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

## 秋田県条例第二十三号

## 秋田県医師修学資金貸与条例

## (目的)

**第一条** この条例は、県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることに  
より、県内の公的医療機関等における医師の充実に資することを目的とする。

## (貸与の対象者)

**第二条** 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 県内の高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)で、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(当該課程に入学する手続を終えた者を含む。)であること。

二 将来県内の次に掲げる医療機関(以下「県内の公的医療機関等」という。)において医師の業務に従事しようとする意思を有すること。

(一) 医療法(昭和二十二年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関

(二) 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する病院

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、規則で定める医療機関

## (貸与の契約及び方法)

**第三条** 知事は、前条に規定する者の申請に基づき、契約により、その者に修学資金を貸与することができる。

**2** 修学資金の月額、規則で定める額とし、毎月貸与するものとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ、翌月以後の月の分を貸与することができる。

## (連帯保証人)

**第四条** 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

## (貸与契約の解除等)

**第五条** 知事は、第三条第一項の規定による契約(以下「貸与契約」という。)の相手方(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該貸与契約を解除するものとする。

一 退学したとき。

二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。